給水ポンプユニット更新工事 (大崎広域東部一ノ谷クリーンパーク) 仕様書

第1章 総則

本仕様書は、大崎地域広域行政事務組合(以下「発注者」という。)が発注する「給水ポンプユニット更新工事(大崎広域東部一ノ谷クリーンパーク)」に適用する。

第1節 計画概要

1 一般概要

本工事は,大崎広域東部一ノ谷クリーンパークの水処理運転及び施設維持管理を保つため,水処理棟内に既設された給水ポンプユニットの更新業務を行うものです。

- 2 工事名 給水ポンプユニット更新工事(大崎広域東部一ノ谷クリーンパーク)
- 3 工事場所 大崎市松山次橋字一ノ谷 39 番 1 大崎広域東部一ノ谷クリーンパーク
- 4 工 期 契約締結日の翌日から 令和8年3月13日まで
- 5 支 払 竣工払い

第2節 施工方針

1 適用範囲

本仕様書は、本工事の基本的内容について定めるものであり、受注者は、他の設備への工事による影響を少なくする為にも施設を熟知したうえで作業を行うものとする。

また、本仕様書に明記されていない事項であっても、本工事の目的達成のために必要な事項、または工事の性質上当然必要と思われるものについては、受注者の責任において行うこと。

2 使用材料

使用材料は、基本的にメーカー指定品を使用することとする。かつ新品で日本産業規格(JIS)、電気規格調査会規格(JEC)、日本電機工業会規格(JEM)等の規格が定められているものは、これらの規格品を使用しなければならない。

また、耐薬品性や耐腐食性を十分に考慮し選定すること。

交換機器は指定品を使用することを基本とするが,生産中止等により入手不可な場合は 後継機を使用し,設置可能寸法であり能力を満たしていれば同等品でも可とする。

3 疑義

本仕様書について設計・施工中に疑義が発生した場合,受注者は発注者と協議し決定 するものとする。

4 変更

本仕様書については、原則として変更は認めないが、発注者の指示等により変更する場合はこの限りではない。

第3節 施工概要

下記の設備機器について工事を実施すること。本工事に伴う施設の機能維持に必要な事項についても業務の範囲内とすること。

1 対象機器

(1) エバラフレッシャー1300BI 給水ユニット 40BMSP252.2 50Hz 並列交互運転方式 口径:40A, 吐出量:3000/分,全揚程:3.0kgf/㎡,取扱流体:上水

構成機器

- ① ポンプ2台
- ② BT-10型圧力タンク
- ③ 減圧弁2個
- ④ プレートチャッキ弁2個
- ⑤ 三方ワンタッチ弁
- ⑥ 圧力センサ
- ⑦ 圧力計
- ⑧ 吐出し集合管 ステンレス製
- 9 給水栓 2 個
- 10 ユニットベース
- ⑪ 制御盤
- ⑪ 相フランジ
- (13) 基礎ボルト
- (2) ハーフユニット 運転 故障一括警報端子付 制御盤 2 L 型 満減水警報・漏電遮断機付

特殊仕様 • 特別付属品

- ① 制御盤 2L型
- ② ユニット本体耐塩塗装
- ③ 基礎ボルト SUS304
- ④ 自動空気抜弁 AVB
- ⑤ 連成計廃 φ 75
- ⑥ 台板(並列) o 40

(3) 水中ケーブル10m 2本

※対象機器交換箇所については別紙図面参照

2 工事内容

(1) 既設対象機器の撤去

既設の給水ポンプユニットを取り外す。撤去物については適切に処分すること。

(2) 新規対象機器の設置

新品の給水ポンプユニットの設置。

(3)動作確認・調整

設置後は必ず動作確認を行い,動作に問題が生じた場合には,正常に動作するよう 必要な調整を行うこと。

3.その他

- (1) 交換・調整等に係る一切の経費及び交換に必要な消耗品等は受注者の負担とする。
- (2) 作業終了後は、周辺の清掃及び後片付けを行うこと。
- (3) 作業に伴い発生した廃材については、受注者が適切に処分すること。

第4節 保証

1. 保証期間

本工事の完成品の保証期間は,正式引き渡しの日から1年間とする。ただし,発注者と受注者が協議の上別に定める消耗品等についてはこの限りではない。

なお、保証期間中に生じた構造上の欠陥、破損等は、受注者の負担において速やかに 補修、改善もしくは取替を行わなければならない。ただし、発注者の誤操作、天災等の 不測の事故に起因する場合はこの限りでない。

2. 正式引渡

工事完了後に発注者の検査を行い、その結果に基づき正式に引き渡しするものとする。

第5節 施工完了及び提出図書等

1. 完 了

受注者は施工完了時,速やかに完了時提出書類を発注者に提出し,発注者監督職員立会のもとに完成検査を実施し、合格をもって完了とする。

2. 提出図書等

(1) 施工承認申請図書

受注者は、下記図書等を作成し提出するものとする。

(ア) 契約時:消費税に関する届出書

(イ) 着工時:着手届及び工事工程表,現場代理人等通知書,経歴書

(ウ) 施工時:作業日報(当時の作業内容,作業人数,進捗率等を記入)

(工) 完了時:完成届,完成報告書,現場写真(施工前,材料検査,作業中,施工後)

(オ)提出部数:上記書類について発注者より指示がない場合は各1部の提出とする。

第6節 その他

1 許認可申請

工事内容により関係官庁へ認可申請,報告,届出等の必要がある場合には,その手続き は受注者の経費負担により代行する。

2 基本的事項

(1) 受注者は施工にあたり、安全に配慮留意し関係法令を遵守し、施工中の危険防止対策を十分行い、また作業者への安全教育を徹底すること。事故防止・労働災害等の防止に努めること。

また,感染症等の予防対策を講じ,作業者に発熱等の症状が生じた際には速や かに受注者に報告を行うこと。

- (2) 粉塵発生場所や薬液保管場所での施工時は作業員に対し,防塵マスクや保護メガネ等の着用を義務付けること。
- (3) 消耗品に該当する部品を発注する部品を発注者側にて予備品として保管している場合は発注者と協議の上、予備品を優先的に使用する。
- (4) 他設備,既存物件への損傷・汚染防止に努め受注者の責任範囲において損傷・ 汚染が生じた場合は、受注者の負担で速やかに復旧すること。
- (5) 制御盤の操作等については、発注者の担当者立会いのもとに行い、基本的に作業中は既設制御盤の電源を落とすものとする。
- (6) 契約後に疑義が生じた場合は、発注者と十分協議を行い、発注者の指示に従うものとする。
- (7) 受注者は、関係法令上及び工事に必要とされる有資格者を明白にし、発注者へ 書面として提出すること。
- (8) 本工事において発生した撤去物及び残材等の処分についてのマニフェストは, 発注者に提出するものとする。

3 暴力団等の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎地域広域行政事務組合が発注する建設工事等からの暴力団等排除措置要綱(平成24年10月1日施行。以下「排除要綱」という。) の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 発注者から指名停止の措置及び資格制限の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除要綱の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察に通報を行うとともに捜査上必要な協力を行い、直接元請負人に報告する措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じ

て,工程の調整,工期の延長等の措置を講じる。